



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○学校教育法施行令</p> <p>第一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法(以下「法」という。)第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。)について、学齢簿を編製しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。</p> <p>3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齢簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。</p> <p>4 第一項の学齢簿に記載(前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。)をすべき事項は、文部科学省令で定める。</p> <p>第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。</p> <p>第三条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。</p> <p>○学校教育法施行規則</p> <p>第二十九条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第一条第三項(同令第二条において準用する場合を含む。)の規定により学齢簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する場合には、電子計算機(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。)の操作によるものとする。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項に規定する場合においては、当該学齢簿に記載されている事項が当該市町村の学齢児童又は学齢生徒に関する事務に従事している者以外の者に同項の電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該学齢簿が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第三十一条 学校教育法施行令第二条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○学校保健安全法 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>(学校安全に関する学校の設置者の責務)</p> <p>第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(学校安全計画の策定等)</p> <p>第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>(危険等発生時対処要領の作成等)</p> <p>第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。</p> <p>2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。</p> <p>○茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 (事故の報告)</p> <p>第36条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○学校保健安全法 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>(学校安全に関する学校の設置者の責務)</p> <p>第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(学校安全計画の策定等)</p> <p>第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>(危険等発生時対処要領の作成等)</p> <p>第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。</p> <p>2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>学校教育法</p> <p>第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、小学校又は義務教育学校の設置に代え、学齡児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。</p> <p>②略</p> <p>第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。</p> <p>○参考</p> <p>茅ヶ崎市の一部地域における学齡児童生徒及び学齡生徒の学校教育事務の委託に関する規約の覚書</p> <p>第1条 茅ヶ崎市は、茅ヶ崎市堤地区のうち、茅ヶ崎市都市計画事業堤地区土地区画整理事業施行に関する条例（昭和46年6月藤沢市条例第4号）第3条に規定する区域内の学齡児童及び学齡生徒（以下「児童生徒」という。）の教育に関する事務で、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を藤沢市に委託するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事務</li> <li>(2) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事務</li> <li>(3) 教科書その他の教材の取り扱いに関する事務</li> <li>(4) 児童生徒の保健、安全、厚生及び福利に関する事務</li> <li>(5) 学校給食に関する事務</li> <li>(6) その他、学校教育に関する事務</li> </ol>





法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○教育基本法</p> <p>第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律</p> <p>第2条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添いに要する交通費を除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教科用図書の購入費</li> <li>二 学校給食費</li> <li>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費</li> <li>四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費</li> <li>五 修学旅行費</li> <li>六 学用品の購入費</li> </ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・学校給食法</p> <p>第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・学校給食法 （義務教育諸学校の設置者の任務） 第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。 （国及び地方公共団体の任務） 第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。 （学校給食実施基準） 第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。 （学校給食衛生管理基準） 第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。</p> <p>・労働安全衛生法 第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>学校保健安全法 (就学時の健康診断)      第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。      第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(児童生徒等の健康診断)      第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。      2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。      第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(臨時休業)      第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。</p> <p>(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)      第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。      2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。      3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。</p> <p>計量法 (定期検査)      第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。</p>





法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>学校保健安全法 (学校環境衛生基準)</p> <p>第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (学級編制)</p> <p>第4条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。 (都道府県小中学校等教職員定数等の標準)</p> <p>第6条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第6条に規定する施設を含む。以下この項において同じ。)に置くべき教職員の総数(以下「都道府県小中学校等教職員定数」という。)並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数(以下「指定都市小中学校等教職員定数」という。)は、それぞれ、次条、第7条第1項及び第2項並びに第8条から第9条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数ごとに、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類別の区分ごとの総数を定めなければならない。</p> <p>・教育職員免許法 (免許)</p> <p>第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・湘南教職員福利厚生会規約 第25条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってこれにあてる。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 会費</li><li>(2) 委託料又は負担金</li><li>(3) 寄付金</li><li>(4) その他の収入</li></ul></li><li>・湘南教職員福利厚生会会計規定 第14条 収入予算項目の「委託料又は負担金」は支出予算項目の「事務局費」及び「厚生事業費」に充当する。</li></ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・労働安全衛生法 (健康診断) 第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。 2～4 略 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。 (心理的な負担の程度を把握するための検査等) 第66条の10 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。 2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行つた医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。 3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。 4～9 略項の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。</p> <p>・学校保健安全法 (学校保健に関する学校の設置者の責務) 第4条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (職員の健康診断) 第15条 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。 2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・地方公務員法</p> <p>第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <p>一 略</p> <p>一の二 略</p> <p>二 略</p> <p>二の二 略</p> <p>三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)</p> <p>・茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年茅ヶ崎市条例第38号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の勤務時間は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。) 4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(休憩時間を除く。)に満たない範囲内で、任命権者が定める時間</p> <p>(2) 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、日曜日及び土曜日とする。ただし、任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員については月曜日から金曜日までの5日間(週休日を除く。)において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、常時勤務的会計年度任用職員については月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法 (サービスの根本基準) 第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</li>   <li>・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (サービスの監督) 第43条 市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。 2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程(前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。)に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。 4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員のサービスの監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、技術的な基準を設けることができる。</li>   <li>・ 神奈川県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、県立学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」と総称する。)の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めることを目的とする。</li>   <li>・ 神奈川県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。)に基き、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</li> </ul>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法 (任用の根本基準)</li> </ul> <p>第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の職務権限)</li> </ul> <p>第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>1～2 略</p> <p>3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。)の規則は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。)に基き、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法 (教員) 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</li>   <li>・地方公務員法 (信用失墜行為の禁止) 第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</li>   <li>・地方公務員災害補償法 (補償の実施) 第24条 基金は、この章に規定する補償の事由が生じた場合に、この法律に定めるところにより、補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、補償を行う。</li> </ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・神奈川県教育委員会表彰規則</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当するものは、この規則に定めるところにより、神奈川県教育委員会が表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善に努め特にその功労の顕著なもの</li><li>(2) 職務上模範と認められる行為のあつた者</li><li>(3) 公務員又はこれに準ずる者で、永年勤続し、その勤務成績が良好なもの</li><li>(4) 多年困難な職務に専念し、その勤務成績が良好な者</li><li>(5) その他表彰に値すると認めたもの</li></ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方公務員法 (交渉)</p> <p>第55条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。</p> <p>2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。</p> <p>3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。</p> <p>4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。</p> <p>5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・学校給食法 （義務教育諸学校の設置者の任務） 第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。 （国及び地方公共団体の任務） 第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。 （学校給食実施基準） 第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。 （学校給食衛生管理基準） 第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。</p>